

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		容積率の特例許可
根拠法令及び条項		建築基準法第52条第14項第2号
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課建築審査係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定（許認可等の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざる得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められるため）
	参考事項	<p>解釈文書等</p> <p>「中水道施設等を設置する建築物に係る建築基準法第52条第8項第1号の規定の運用について」(昭和60年12月21日 住街発第114号)</p> <p>「中水道施設等を設置する建築物に係る建築基準法第52条第11項第1号の規定の運用について」(平成8年3月29日 住街発第33号)</p> <p>「建築基準法質疑応答集」(第一法規 平成元年)</p>
	設定等年月日	年 月 日設定（年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	60日
	設定等年月日	平成16年4月1日設定（年 月 日最終変更）